軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い

平成23年12月　6日
総　　務　　省

軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い

平成23年11月16日
第18回政府税制調査会
提　出　資　料

○　軽油引取税の一般財源化に伴って、道路使用に直接関係しない用途に係るものについても、原則として課税すべきものとなったところ。

○　ただし、これに伴う国民生活への影響等を精査するため、今回は、特に見直しが必要な次のものに限って廃止し、それ以外は原則として３年間延長した上で、引き続き検討することとしてはどうか。

Ⅰ　国、地方公共団体等が使用するもの

国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の業務に係るものは、揮発油税と同様に課税。

＜主な課税免除＞ 防衛省：176.3億円、海上保安庁：20.8億円、警察庁：1.1億円、消防庁：0.3億円

Ⅱ　多額の利益を上げ、十分な担税力があると認められるもの

Ⅲ　特例利用率が極めて低く、かつ、１件当たり免税額が僅少なもの

未定稿

軽油引取税に係る課税免除措置の事業別免税見込額

平成23年11月16日
第18回政府税制調査会
提　出　資　料

- 船舶（316.5億円）
  - 非公用（116.5億円：漁船分を除く。）
  - 公用＜自衛隊（170.2億円）、海上保安庁（20.8億円）、警察庁（1.1億円）、消防庁（0.3億円）＞
- 公用・公共用通信設備等（7.1億円）
  - 自衛隊（6.1億円）、海上保安庁（0.0億円）、警察庁（0.0億円）、消防庁（0.0億円）
  - 電気通信事業者（0.2億円）、放送事業者（0.1億円）

公用分計（200億円程度）

- 鉄軌道事業（78.5億円）
  - 民鉄
    - 大手16社（0.2億円）
    - その他（2.0億円）
  - JR 7社（69.8億円）
  - その他（三セク等）（6.5億円）
- その他産業（739.9億円）
  - 農林水産業（248.8億円：漁船分を含む。）
  - 採掘事業等（164.6億円）
  - 倉庫業等（51.3億円）
  - 発電所等（269.1億円）
  - その他（6.1億円）

民主党及び国民新党・新党日本の平成24年度税制改正重点要望（抜粋）

○　民主党：平成24年度税制改正における重点要望等について（平成23年11月28日）

２．重点要望事項

○軽油引取税の課税免除の特例措置

農林漁業用の軽油、船舶・鉄道・建設機械等の動力用軽油にかかる軽油引取税の免税措置については、過去の経緯を十分に踏まえ、延長を行うべきである。

国や地方公共団体の業務に係るものについては、本則どおり課税を図るべきとの議論もあるが、２４年度改正においては延長を行うべきである。

○　国民新党・新党日本：平成24年度税制改正重点要望（平成23年11月28日）

各論

（1）震災対策

・通信・放送システム災害対策促進税制

電源用・消防艇動力源の軽油引取税の免除

（14）旅客船にかかる軽油引取税特例措置の延長または恒久化（軽油引取税）

軽油引取税（国・地方使用分）に関する税制調査会における主な意見

＜ 課税すべきとする意見 ＞

○　軽油引取税は、道路特定財源のための目的税はなくなっていますので、目的税当時の課税免除の特例措置全体の見直しをしておかないと。船舶に関しても、大きく制度が変わったわけですから、公平性の原則から全体の制度を見直ししていただければありがたい。

○　軽油引取税の問題、公的な機関が使用する軽油は、予算措置を講ずる。ただし、民間企業が使用する軽油については、課税免除の特例措置とするのか、補助金で対応するのかという検討はあってもよいと思います。

○　国・地方公共団体等が使用する軽油に対する課税については、やはりきちんと財政措置をするということでないと、税としての筋が貫かれないのではないかと思います。地方公共団体だからといって国税は勘弁してくれていませんので、国税は極めて厳重に税としての筋を通している状況からすると、やはりおかしいのです。

○　多額の利益を上げ、十分な担税力があると認められるものに特例措置を廃止して、課税していくためには、やはり、国や地方公共団体が使用するものについての特例措置をなくすということは非常に重要であると思います。

＜ 特例措置を継続すべきとする意見 ＞

○　予算措置の是非で検討する際には、措置の永続性や執行面の課題など、具体的な予算措置の内容を示していただいた上、検討を行う必要があると認識しております。

○　自衛隊の軽油について、課税免除措置が延長されないと、軽油の予算額318億円から軽油引取税相当額約116億円、正に4割を減額しなければならないことになります。この減額は自衛隊の任務遂行に重大な支障を与えかねません。

○　海上保安業務の公共性は極めて高く、お示しの取扱い案では、国などの公的主体と民間主体に分けた上で、国等にのみ課税する根拠が不明と考えます。

○　市場原理が働かなくて、営利企業でもないという、この国防という観点を考えれば、国土交通省等もそうですけれども、正に警察とか国防権を持っていることについては、やはり御配慮いただきたい。